

ヒアリング項目（案）

1. 消費者庁、消費者委員会の発足から2年余りが経過したが、この間の消費者行政における取組をどう評価するか。

特に、消費者行政推進会議の検討を経て決定された「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）で示された、新組織についての6つの原則※に照らし、どう考えるか。

※「消費者にとって便利で分かりやすい」、「消費者・生活者がメリットを十分実感できる」、「迅速な対応」、「専門性の確保」、「透明性の確保」、「効率性の確保」

2. 国民生活センターの各機能の国への移管に当たり、強化すべき点、留意すべき点は何か。

3. 以上の点を踏まえ、（1）消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方として何が求められるか。（2）特に、国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織について、どうあるべきと考えるか。

〔注：国家財政の深刻な状況の中で、消費者行政全体の強化をいかに図るかに留意。〕